

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

令和7年(ネオ)第1031号 上告提起事件

上告人 山縣 真矢 外7名

被上告人 国

上告理由書 別冊D

法律上同性のカップルによる子育て

2026(令和8)年2月3日

最高裁判所 御中

上告人ら代理人

弁護士 上 杉 崇 子

弁護士 寺 原 真 希 子

ほか

別冊D-1 法律上同性のカップルによる子育て (その1)	4
第1 本別冊D-1の目的.....	4
第2 セクシュアル・マイノリティも実際に子育てを行うこと.....	4
1 はじめに.....	4
2 上告人一橋及び上告人武田について.....	4
3 東京一次訴訟上告人小野・西川の家族.....	9
4 関西訴訟上告人坂田麻智氏・SAKATA THERESA EVELYN 氏の家族.....	11
5 前田良氏の家族.....	14
6 セクシュアル・マイノリティによる生殖・養育は一定数存在すること ...	16
第3 子の福祉の観点からも法律上同性のカップルなどセクシュアル・マイノリ ティのカップルの保護が急務であること.....	18
1 はじめに.....	18
2 セクシュアル・マイノリティが子育てにおいて直面する制約.....	18
3 セクシュアル・マイノリティの子育てに対する法的保護が必要不可欠である こと.....	21
第4 子育てをする法律上同性のカップルを家族として認知する社会の変化 ...	22
1 はじめに.....	22
2 里親制度.....	22
3 地方自治体によるファミリーシップ制度.....	25
4 企業の取組み.....	26
5 小括.....	28
第5 結語.....	29
別冊D-2 法律上同性のカップルによる子育て (その2)	30
第1 本別冊D-2の目的.....	30

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

第2	子育てにおける親の性的指向・性自認の影響.....	30
第3	日本における性的少数者による子育ての実態.....	32
1	一般社団法人「こどもまっふ」によるアンケート調査.....	32
	(1) 子育てに対する高い関心.....	32
	(2) 子どもの人数・子育ての方法など.....	33
	(3) 子育てをする上での不安や悩み.....	34
	(4) 国に対する要望.....	35
2	新ヶ江教授らによるインタビュー調査.....	35
	(1) 子育てにおける役割分担.....	35
	(2) 子の親に対する意識.....	36
	(3) 子育ての上での困難 — 制度との関係.....	36
	(4) 子育ての上での困難 — 定位家族との関係.....	37
3	まとめ.....	38

別冊D-1 法律上同性のカップルによる子育て(その1)

第1 本別冊D-1の目的

本別冊D-1では、上告人らや本件関連訴訟の上告人らの例を挙げながら、実際に子を育て家族として生活するセクシュアル・マイノリティの具体的な実態を明らかにし、このような家族が法律婚をしている法律上異性のカップルと同様に社会的実在として存在し、現行の法律婚制度による保護を受けるべきことを述べることを目的とする。

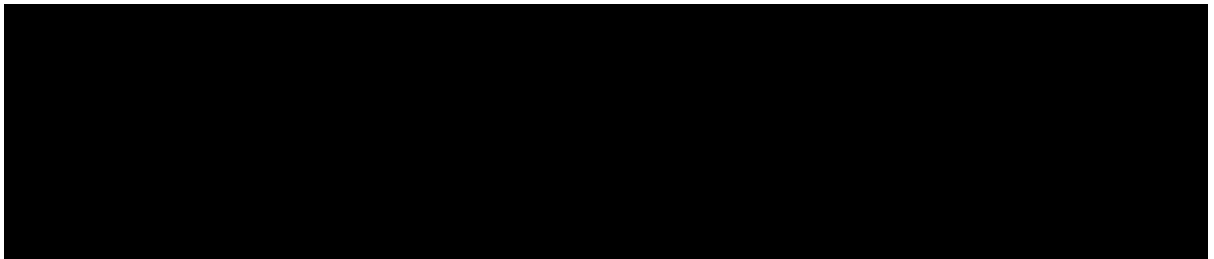
なお、本別冊D-1は、2023年1月19日付原告ら第13準備書面をベースに適宜表現を調整するなどの修正を施して作成されたものである。

第2 セクシュアル・マイノリティも実際に子育てを行うこと

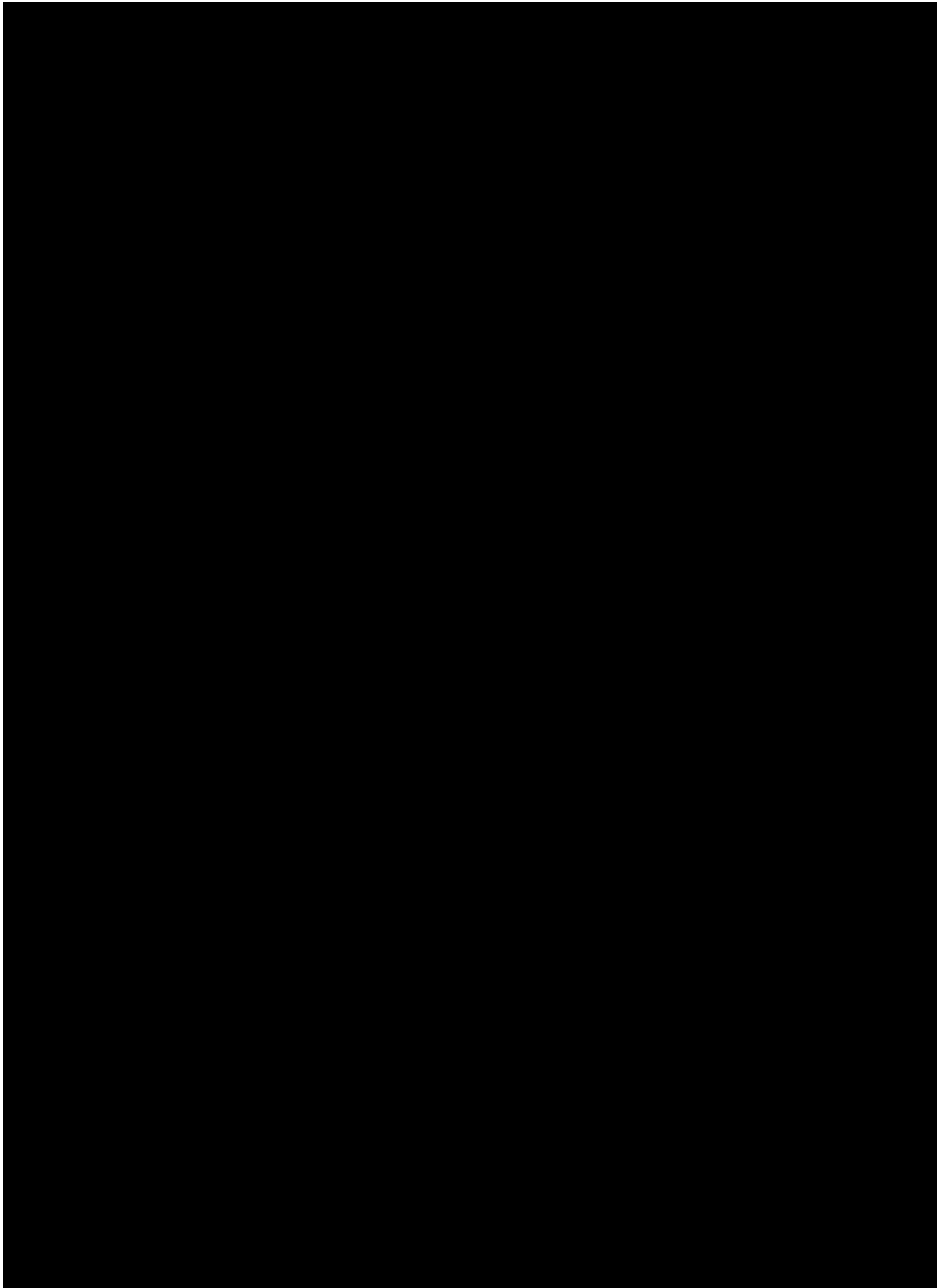
1 はじめに

法律上同性のカップルなどのセクシュアル・マイノリティのカップルも、法律上異性のカップルと同様、子どもを産み、子どもを育てている。以下、本訴訟や本件関連訴訟の上告人らなど、それぞれの具体的な家族形成のエピソードに基づいて、その養育のあり方・子のもち方について述べ(下記2から5)、これらが特殊な事例ではなく、このような養育のあり方・子のもち方が、法律上異性のカップルのそれと同じく、社会に一定数存在することを各種統計から確認する(下記6)。

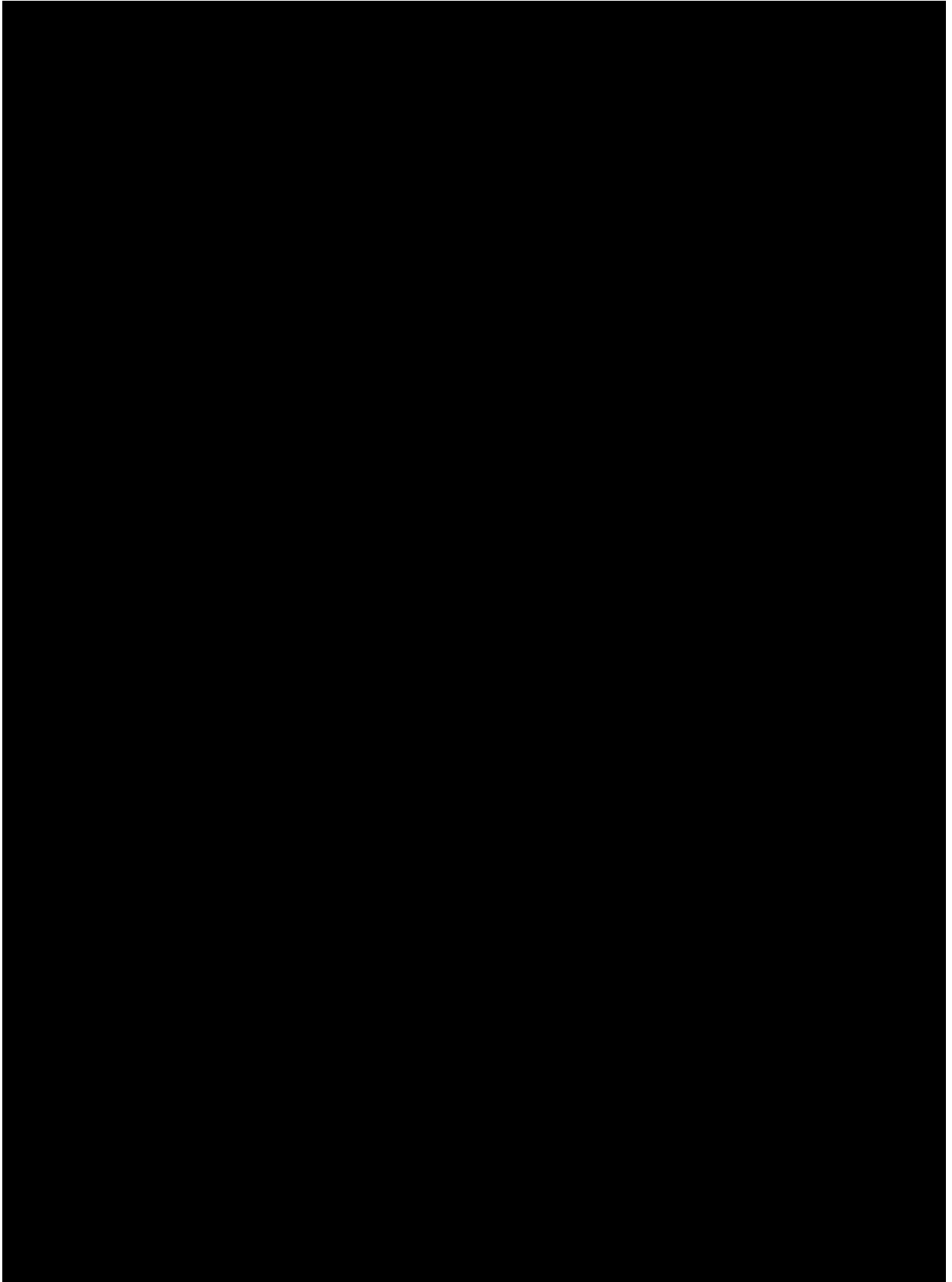
2 上告人一橋及び上告人武田について



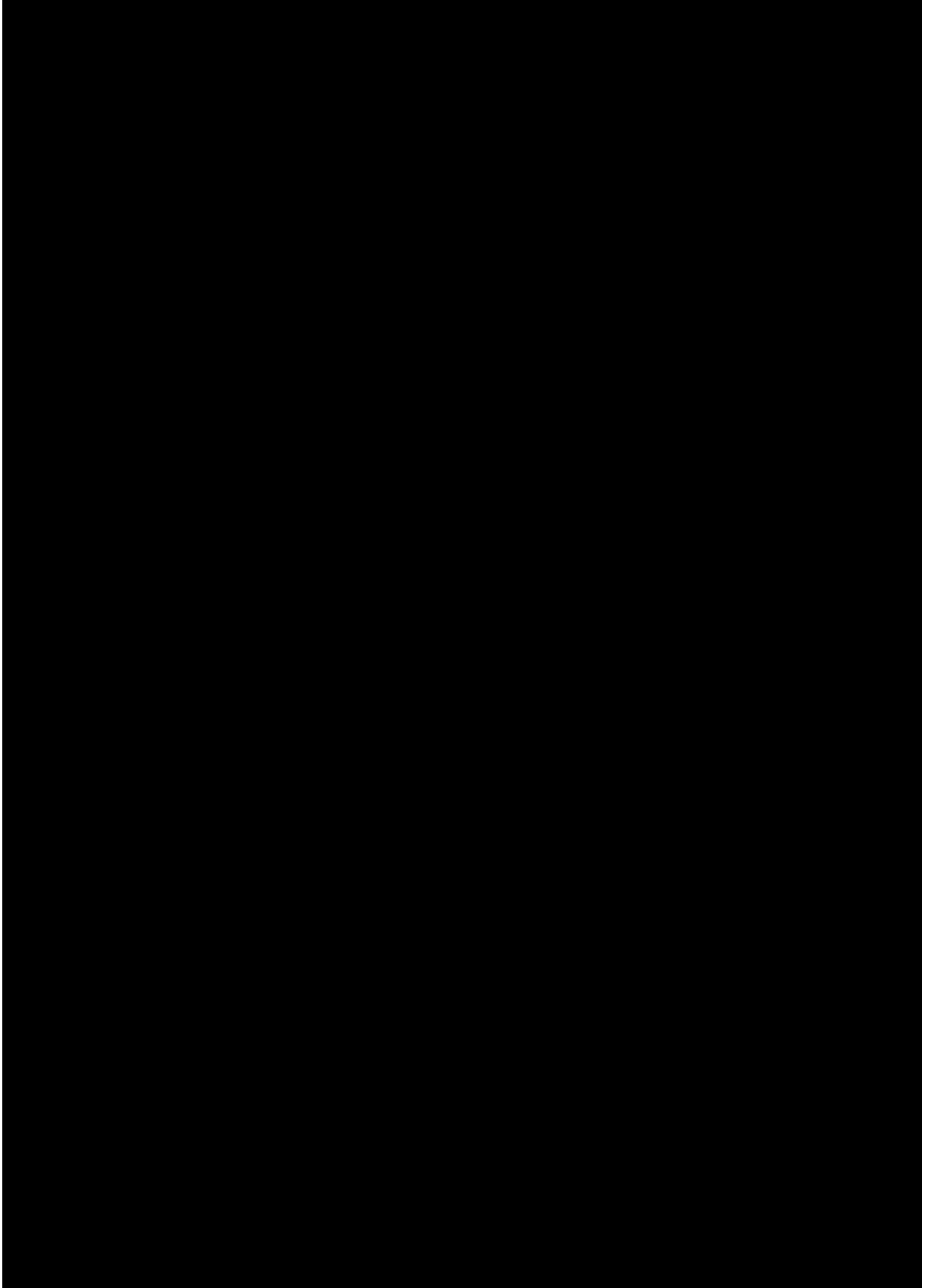
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。



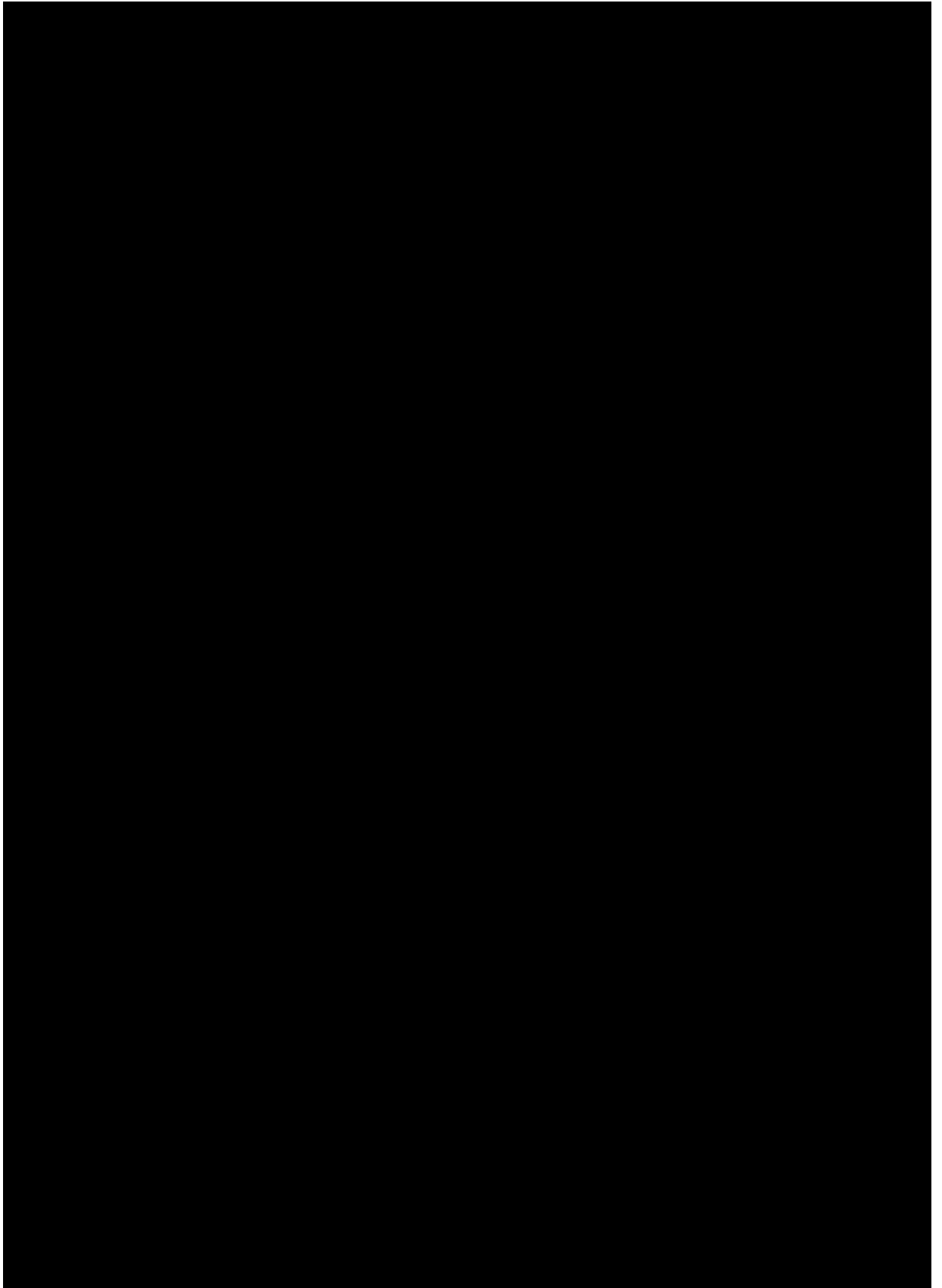
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。



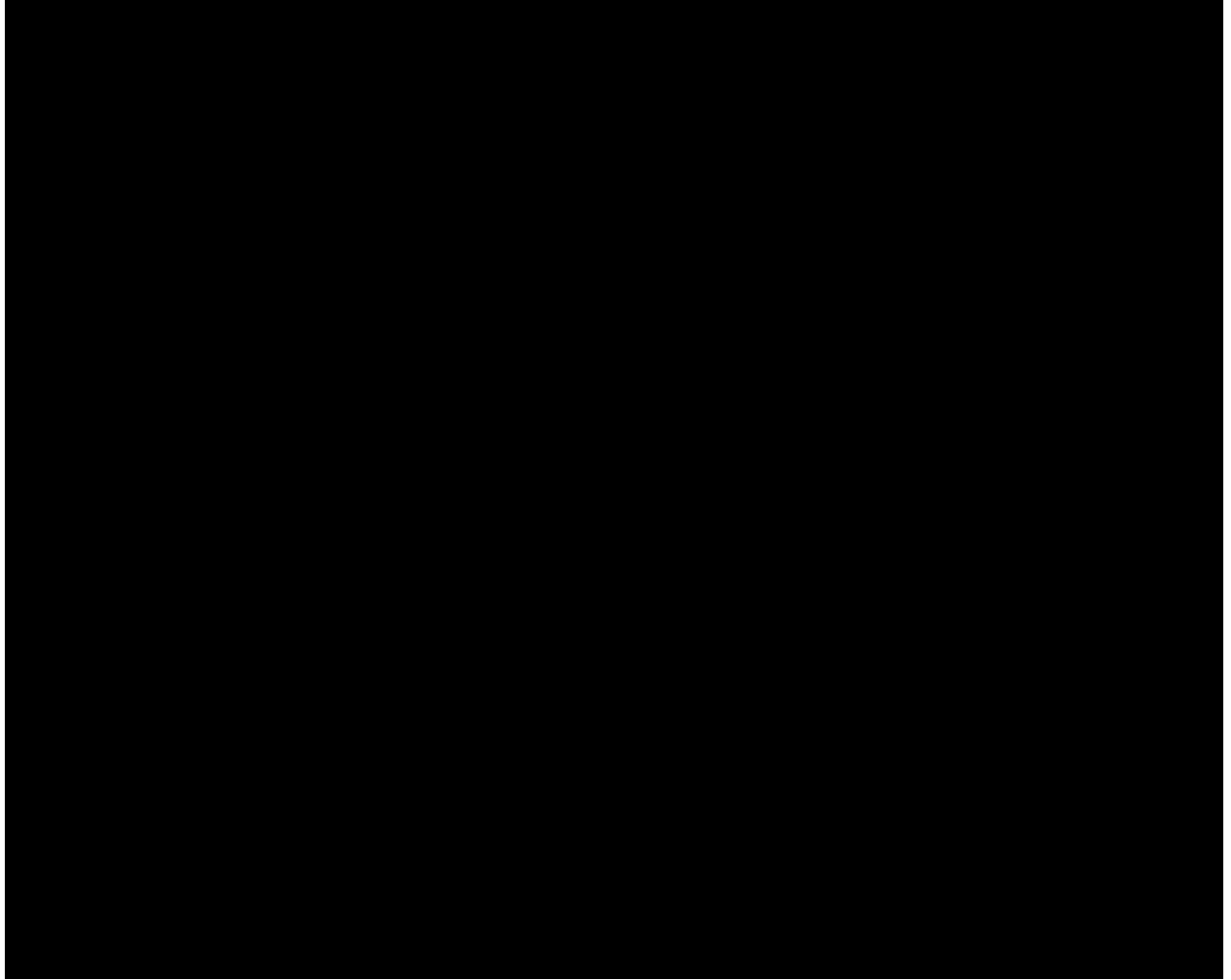
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。



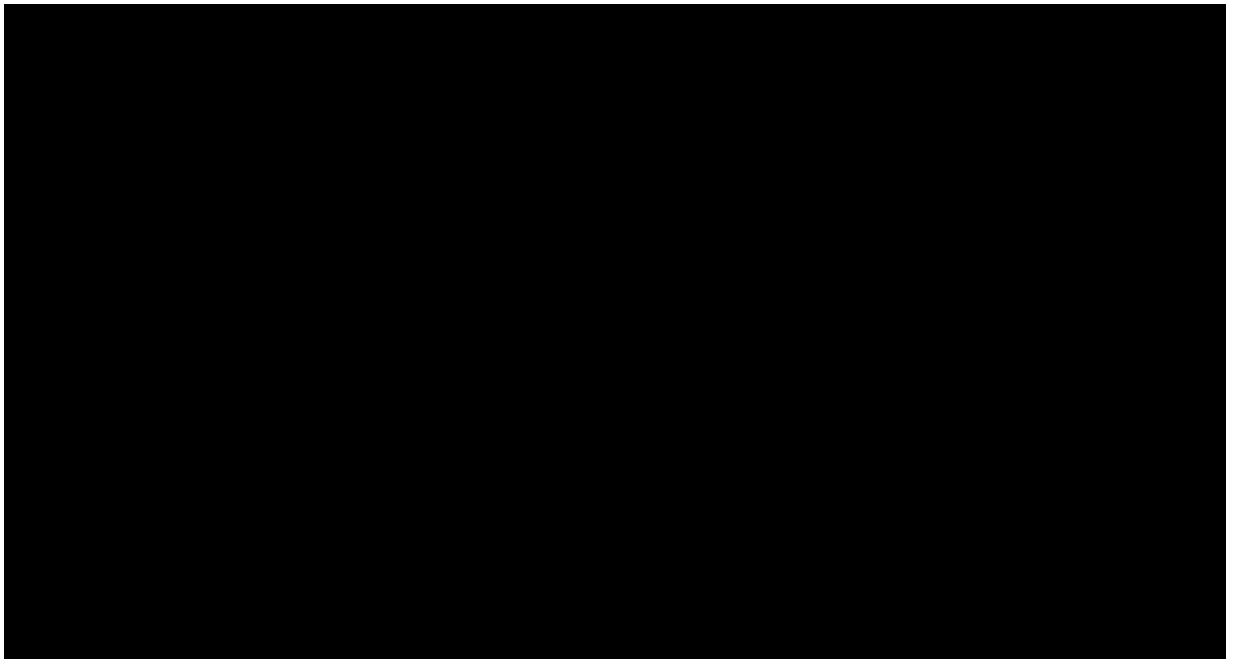
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。



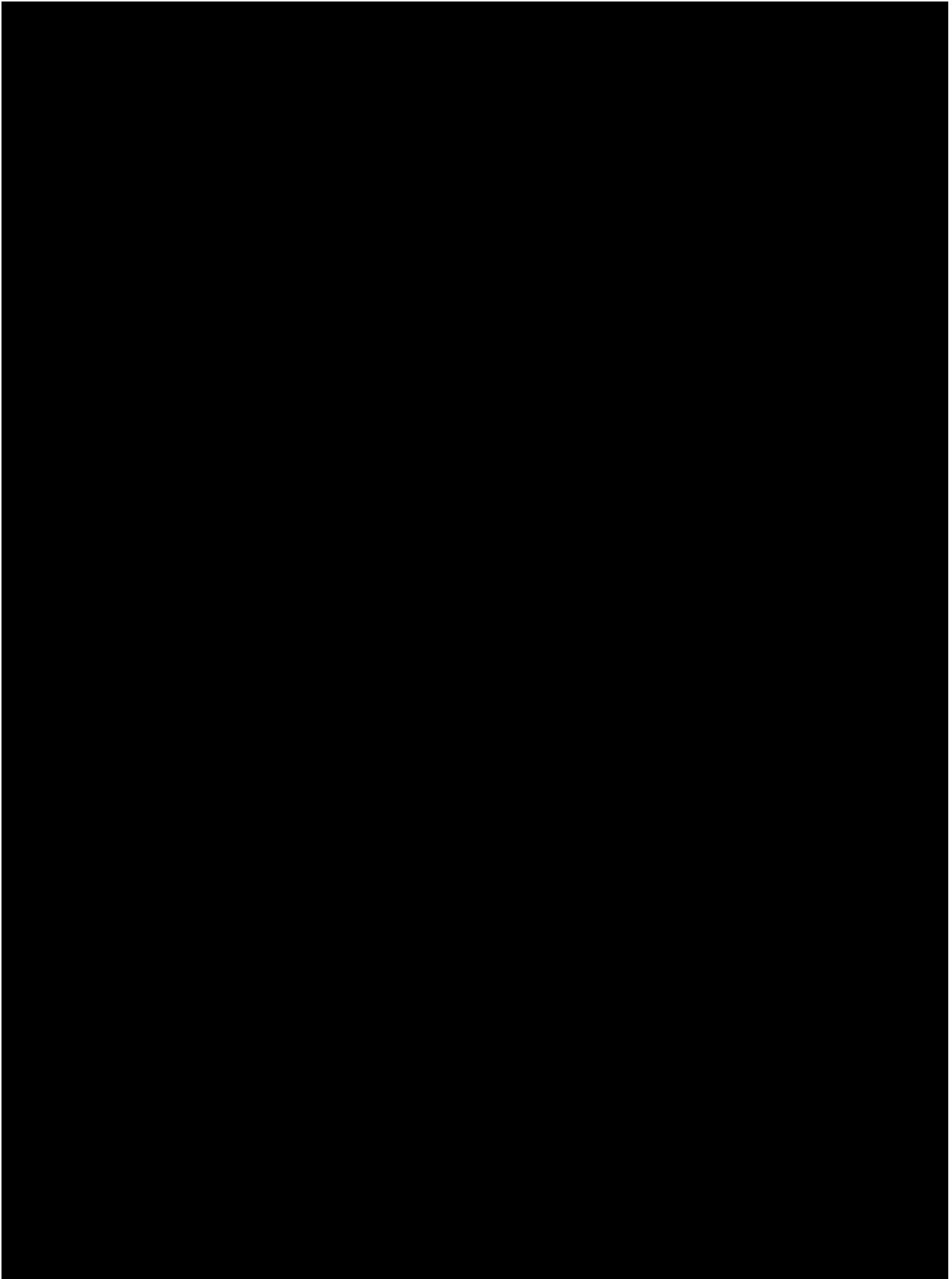
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。



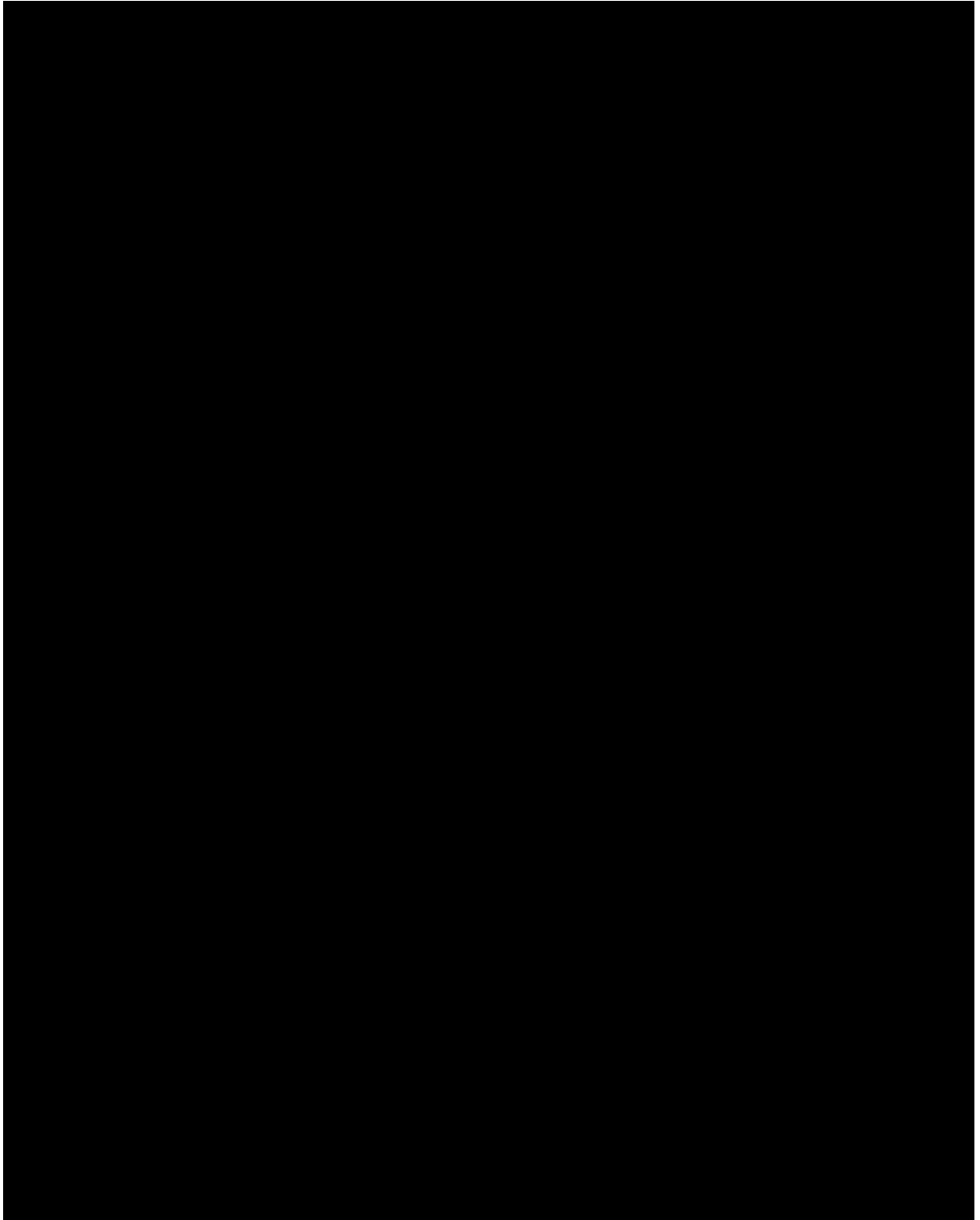
3 東京一次訴訟上告人小野・西川の家族



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

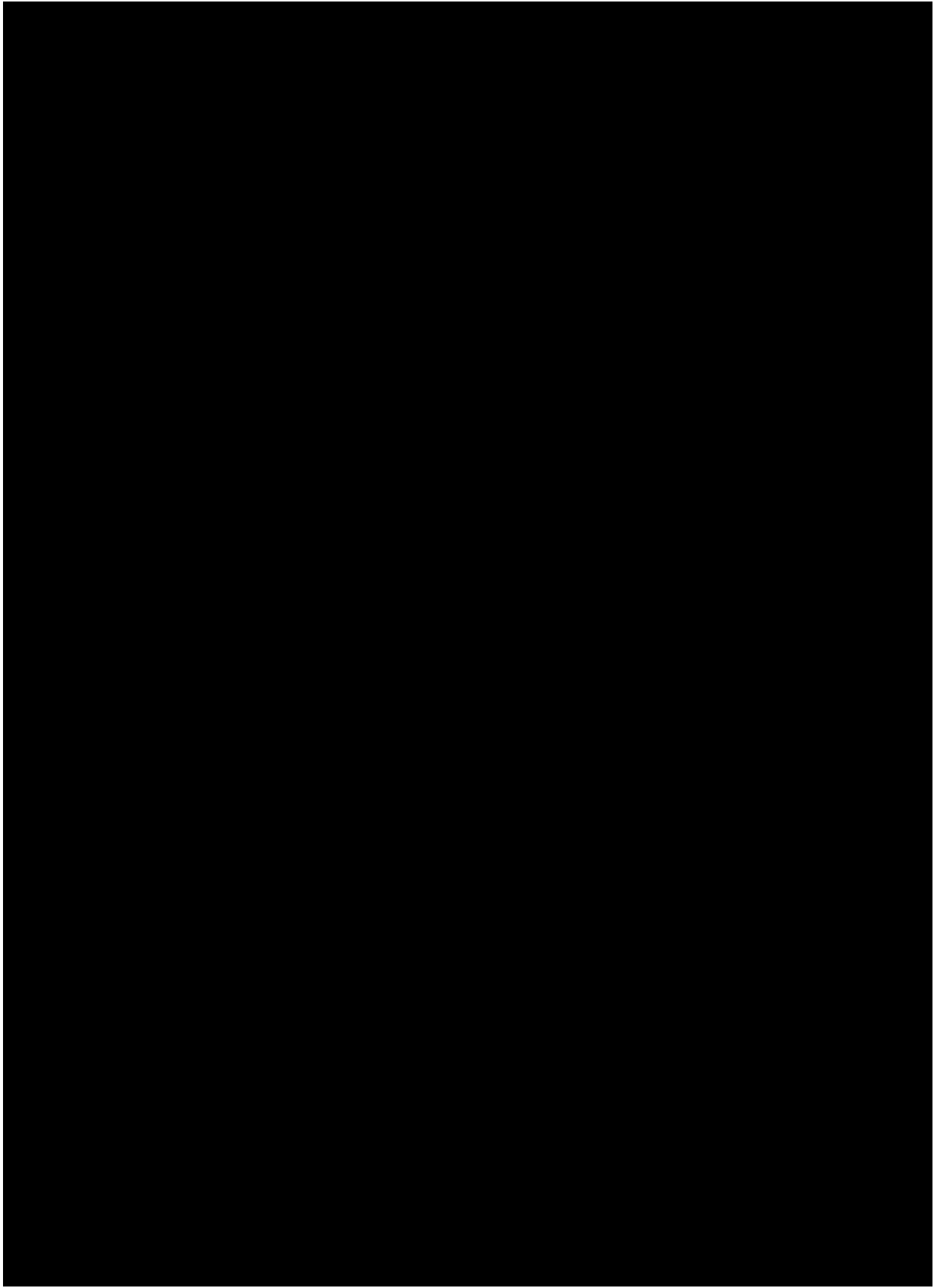


【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

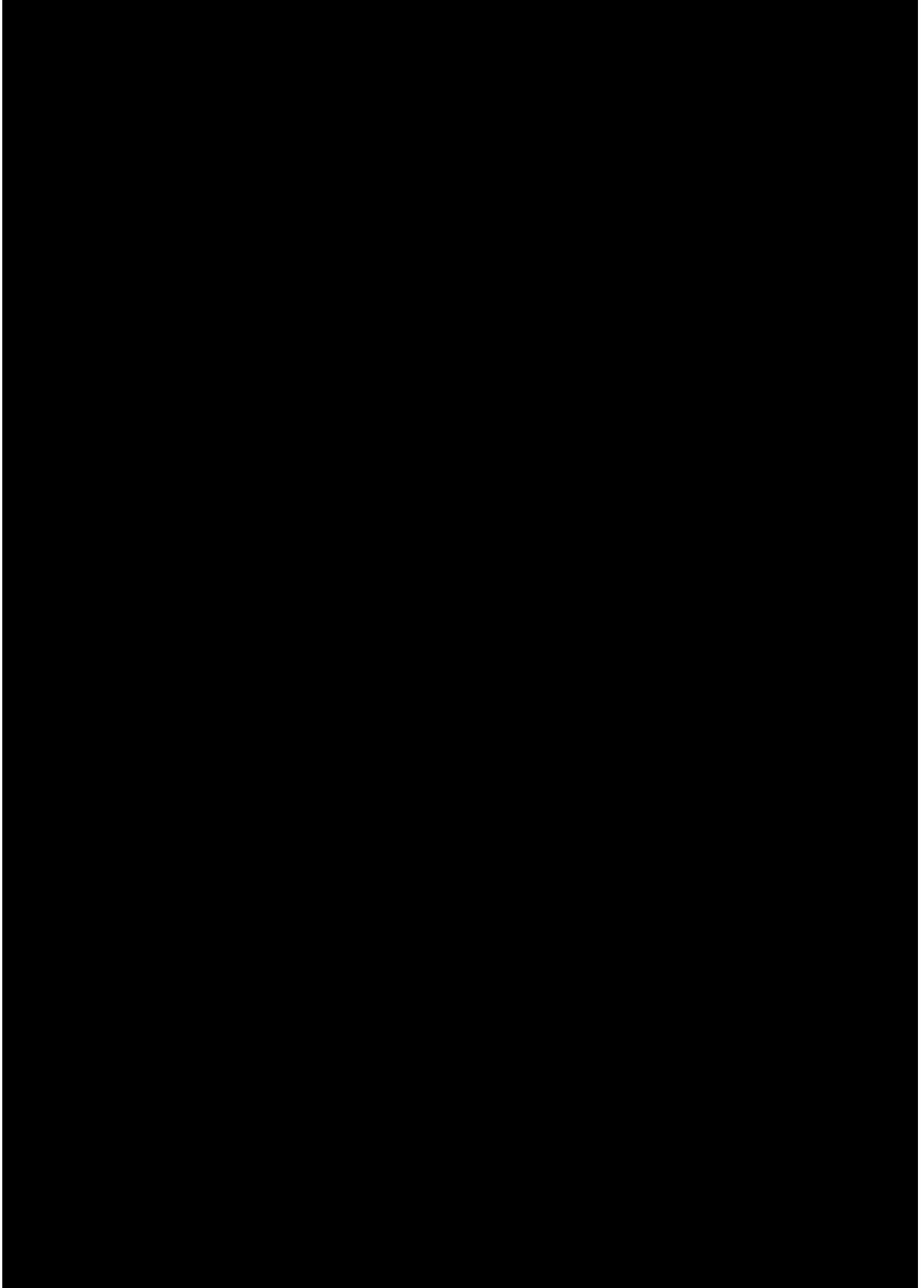


4 関西訴訟上告人坂田麻智氏・SAKATA THERESA EVELYN氏
の家族

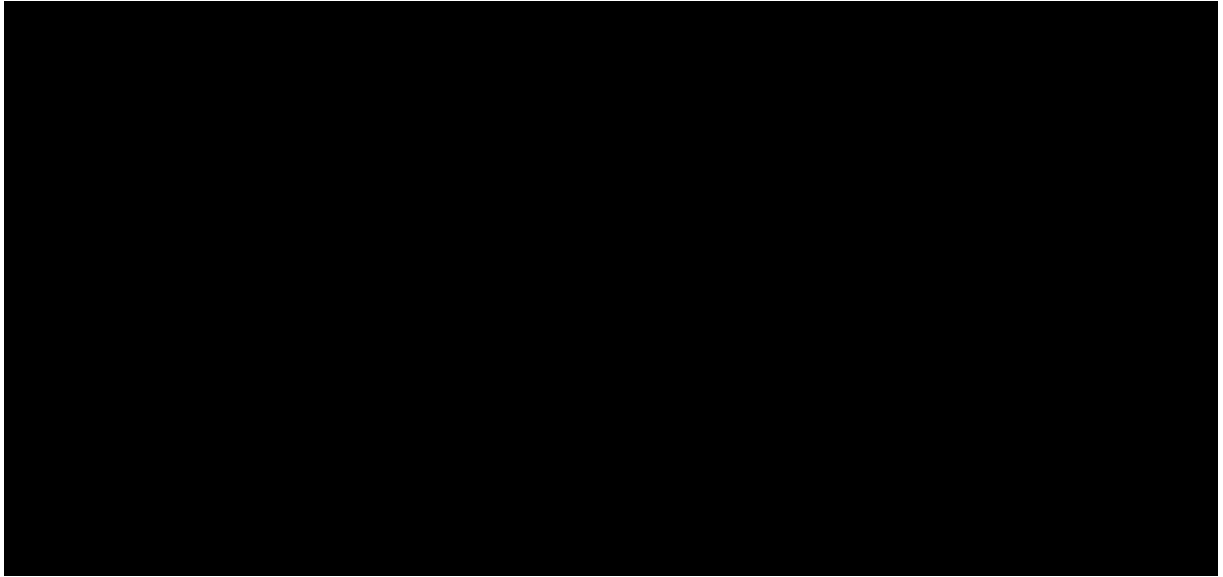
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。



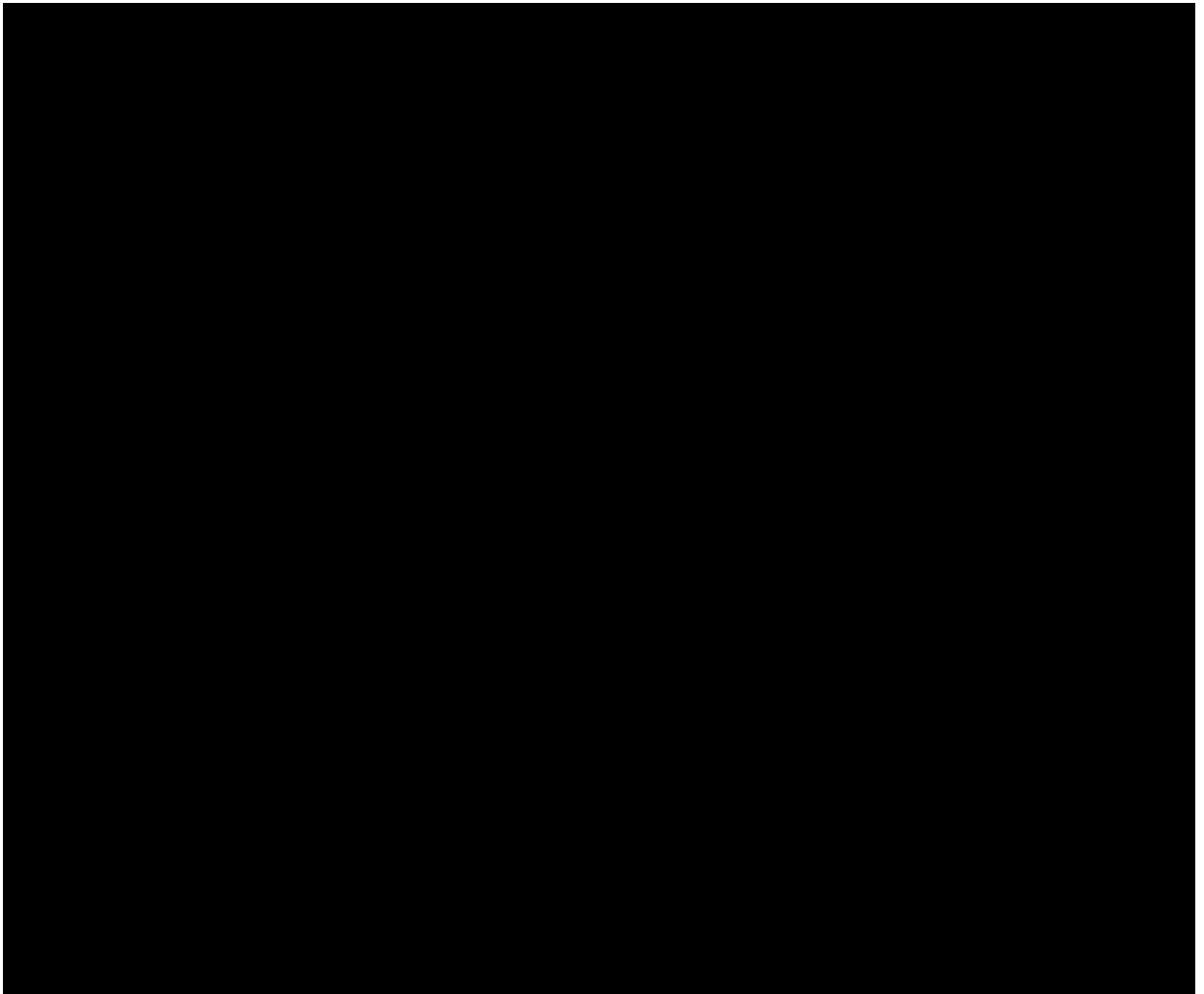
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。



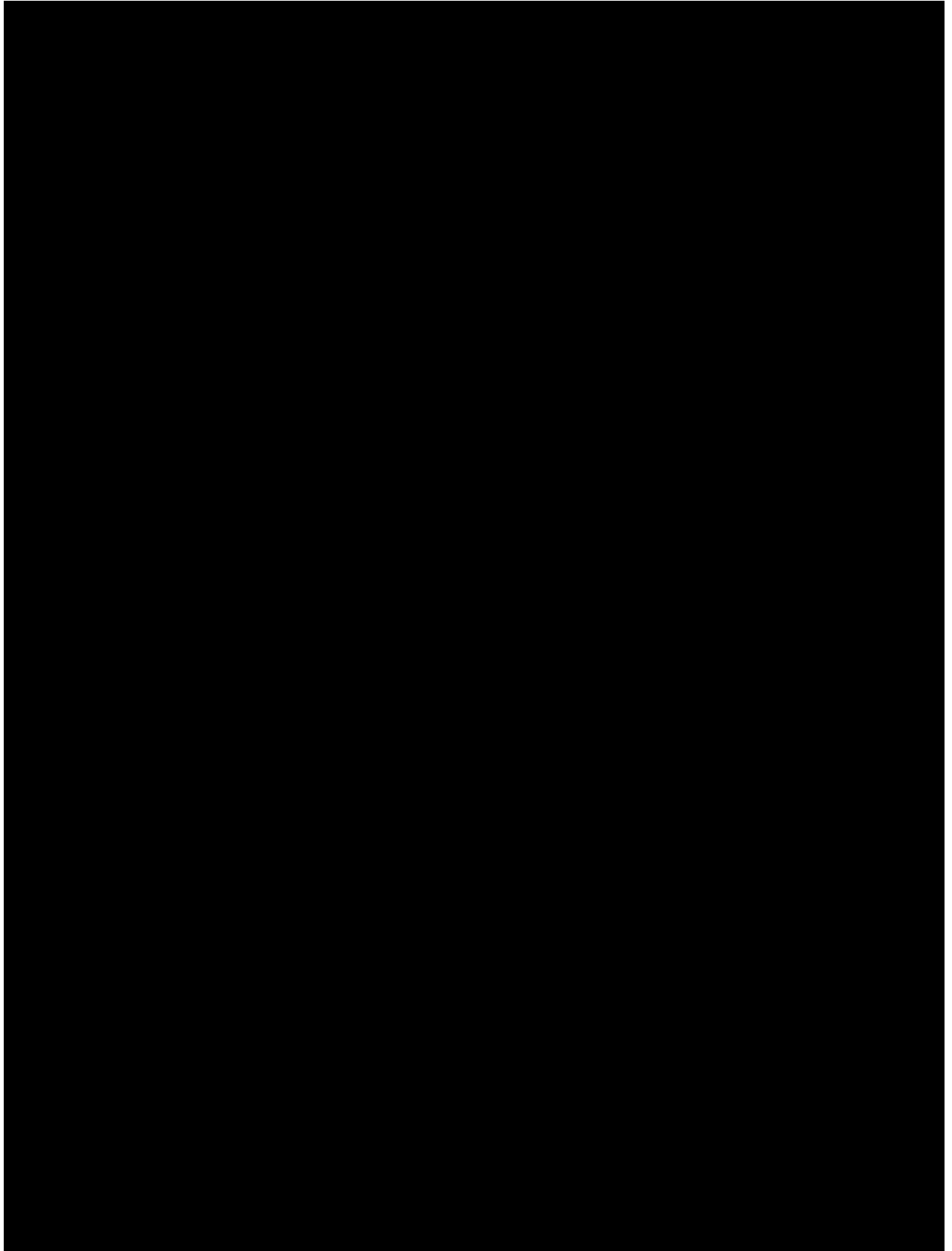
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

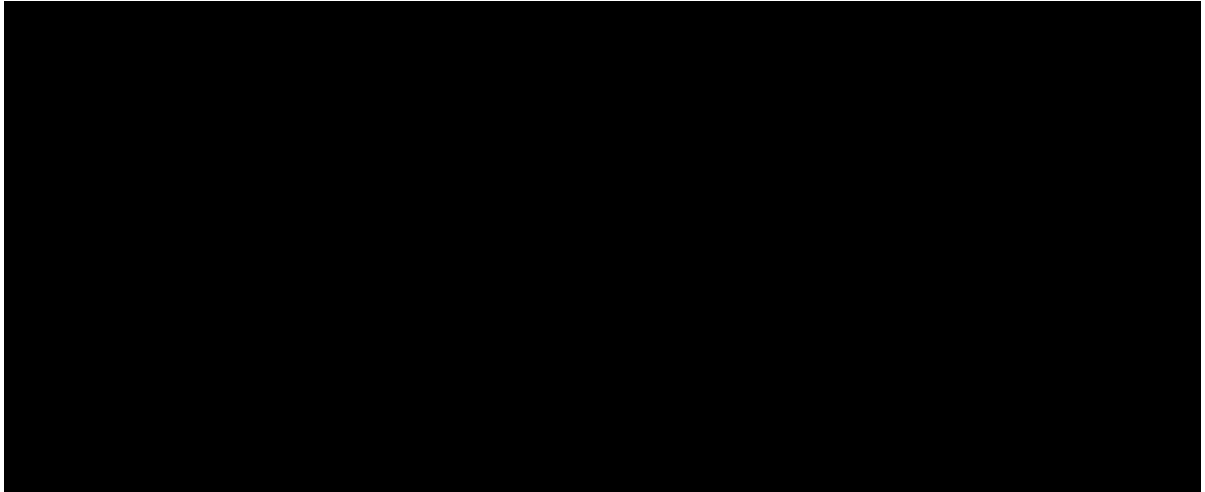


5 前田良氏の家族



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。





6 セクシュアル・マイノリティによる生殖・養育は一定数存在すること

以上、法律上同性のカップルその他のセクシュアル・マイノリティによる子育ての実態について、4つの具体的例を挙げて述べたが、セクシュアル・マイノリティが、第三者から精子等の提供を受けて子をもうけたり、元配偶者との間で子をもうけたりすることや、カップルで子どもを育てたりすることは、決して珍しいことではない。

このことは、以下の4つのアンケートの結果からも裏付けられる。

- ① 本件当事者アンケート： 本件と同種事件の関西訴訟に関する大阪地裁判決（大阪地方裁判所平成31年（ワ）第1258号損害賠償請求事件）を受けてセクシュアル・マイノリティの当事者に向けて上告人ら代理人らが全国の同種訴訟代理人らとともに実施したアンケート（甲A289（アンケート報告書速報版）、甲A318（アンケート報告書確定版））
- ② LGBTQの家族形成支援アンケート： 家族法の研究者である二宮周平氏らがセクシュアル・マイノリティの当事者が家族形成に関して抱える現状、意識、ニーズを知るために実施したアンケート（甲A319 [iii 頁、23頁]）
- ③ にじいろ子育てアンケート： 特定非営利活動法人虹色ダイバーシティがセクシュアル・マイノリティと子育てに関する課題の可視化のために

実施したアンケート (甲 A 3 2 0 [10 頁])

- ④ こどもまっふアンケート： セクシュアル・マイノリティが子どもを持つ未来を当たり前を選択できる社会を目指して活動する一般社団法人こどもまっふが、子どもがほしい又はすでに子どものいるセクシュアル・マイノリティの当事者に対して実施したアンケート (甲 A 3 2 1)

表 1

アンケート名	質問内容	有りと回答した数
本件当事者アンケート	子育てをしている又は子育て経験がある	80
LGBTQの家族形成支援アンケート	子どもの有無	41
にじいろ子育てアンケート	子育て経験	125
こどもまっふアンケート	子どもの有無	56

上記の表 1 は、上記各アンケートの結果を整理したものであるが、その結果から明らかなおおりに、上述した上告人一橋や上告人武田らのように、セクシュアル・マイノリティが生殖や子育てを行う例が相当数存在する。それは無視できない現実である。

更に、LGBTQの家族形成支援アンケートによれば、若い世代においては子育てを望む回答が57%にのぼるなど、特にセクシュアル・マイノリティの若い世代において家族形成への希望が高いことが明らかとなっている (甲 A 3 1 9 [32 頁])。

なお、本件当事者アンケートにおける回答中には、「二人で子どもを育てたかったが諦めた」とする回答が373件寄せられている (甲 A 3 1 8 [6 頁])。これ

らは、法律上同性のカップルが子育てをしようとするとき、後述するような制約が存在する結果と考えられる。

第3 子の福祉の観点からも法律上同性のカップルなどセクシュアル・マイノリティのカップルの保護が急務であること

1 はじめに

前記第2で述べたようにセクシュアル・マイノリティによる生殖・養育は一定数存在する。しかしながら、法律上異性のカップルと法律上同性のカップルで、子を産み、育てるという点において何ら変わりがないにも関わらず、法律婚が法律上異性のカップルにしか認められていないことにより、法律上同性のカップルは子育ての局面で様々な制約に直面しており、それが子の福祉に対する重大な脅威となっている。

以下、本件当事者アンケート（甲A289（アンケート報告書速報版）、甲A318（アンケート報告書確定版））の回答をもとに、子の福祉の観点からも法律上同性のカップルなどセクシュアル・マイノリティのカップルの保護が急務であることを述べる。

2 セクシュアル・マイノリティが子育てにおいて直面する制約

本件当事者アンケート（甲A289（アンケート報告書速報版）、甲A318（アンケート報告書確定版））において、法律上同性のパートナーと一緒に子育てをした経験があると回答した回答者らからの回答内容は大きく分けると、下記の3つに分類できる。

- ① 法律上の親権者ではない親が育児の一部に参加できないこと
- ② 法律上の親権者ではない親が子どもに関する福利厚生を利用できないこと
- ③ 法律上の親権者ではない親が子どもに関する公的手続や医療手続をでき

ないこと

当事者が経験した子育てにおける具体的制約を下表に整理した。

表 2

番号等	回答内容	類型
5 0	保育園の送迎は基本的に法律上の親権者のみ。法律上親権者ではない方が育児休業を相談したが、取得できなかった。看護休暇は法律上の親権者のみ。	①、②
2 5 5	男女カップルであれば取得できる育休が取得できないため、産後の母体に負担がかかることになってしまった。保育園入所の手続きの際に、親として認めてもらえない為、産んだ側にのみ負担が多くかかることとなってしまった。	①、②
6 2 9	子供を病院に連れて行くのはいつも親権者である私(疾患持ち)で心身の負担が大きい、コロナ禍の現在はパートナーが診察室に入れない	③
1 0 2 0	私の彼女はシングルマザーです。子供が3人います。しかし、同性婚が認められない現状、扶養にも入らない。だから、児童手当がないと生活も厳しい。一緒に住む家を建てたいけれど、生計が同じとみなされたら児童手当ももらえない。私の給料ではとても養うことはできない。	②
1 2 3 9	市役所の窓口では毎度対応に時間を取られ、態度も露骨に戸惑いが現れることが多く、気持ち的にしんどいと感じることがある	③
1 2 4 1	現在、子供を育てているが、二人で親権を持つことが	①、②

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	出来ず、どちらか1人が『子供と同居している大人』 というだけの扱いになる、結婚している家庭が対象 の税制優遇は対象外、認可保育園審査時の減点対象 となることに納得がいかなかった	
1 2 9 2	以前子どもが交通事故で救急外来に搬送された時、 配偶者が対応していて私に連絡が取れない状態であ った（私は出張で連絡不可だった）。その際に手術の 同意が取れず、時間がかかった。その場で配偶者が担 当医師に「我々は母国で結婚している」と伝え、その 時の医師の判断で彼女は同意書にサインをすること ができた。異なる医師であった場合の対応がどうな ったかについては、想像したくない。学校について は、基本親権者である私が書類を作成している。家族 手当については制度自体がないため、受け取ること はできない。	②、③
1 3 7 2	保育園で延長保育があったり、登園中にお薬を飲ま せてもらう際は書類へサインが必要だが、送り迎え をしてくれるパートナーが書類サインを断られたた めに、わざわざ書類記入のためだけに私が保育園へ 行かなければいけなかったり、お昼に必要なお薬を 飲ませられないことがあった。	①、③
1 4 0 9	産院でのサインや説明等は親権者である私のみとい うことでした。	③

法律上異性のカップルであれば、婚姻をして子を持つ、又は、婚姻により親子
関係が成立することで、両親が共同親権者となるため（民法818条）、上記のよ

うな制約に直面しない。しかしながら、法律上同性のカップルは法律婚が認められないがゆえにかかる制約に直面している。そして、これらの制約、つまり、法律上同性のカップルが直面する制約は、子と両親の交流の機会を狭めることになるとともに、子の緊急時の安全保障という観点からも重大な脅威であり、子の福祉の観点からも到底看過できないものである。

3 セクシュアル・マイノリティの子育てに対する法的保護が必要不可欠であること

本件関連訴訟である東京1次訴訟東京地裁判決(甲A322)は、法律上同性の間の人的結合関係に対して法律上異性のカップルが婚姻によって享受している法的保護を付与することは「同性間の人的結合関係を強め、その中で養育される子も含めた共同生活の安定に資するものであり、これは、社会的基盤を強化させ、異性愛者も含めた社会全体の安定につながるものということができる」と判示している(同判決52頁)。

上記判示部分は、前記2で述べたような法律上同性のカップルに対する法的保護が存在しないことによる具体的不利益が存在することを前提に、当該カップルが養育する子を含めた家族に対する法的保護を与えることが、当該具体的不利益を解消し、「共同生活の安定」や「社会的基盤の強化」に資することを述べているものである。

更に、米国のオーバーガフェル事件(Obergefell v. Hodges)における「アミカスキュリエ意見書」(甲A5の2[17頁~25頁])¹が述べるとおり、子どもが環境や状況に適合して、著しい葛藤や不安を体験することなく生活することに影響を及ぼす諸要因は両親の性別や性的指向によっては左右されないこと並びに法律上同性のカップルが親として劣っていないこと及び同性カップルに養育さ

¹ 同意見書は、米国心理学会や同精神医学会等、国際的にも権威のある専門団体が、「現在用いることができる最善の研究に依拠して」作成されたものである(甲A5の2[4頁])。

れる子どもが心理学的な健康等の面で劣っていないことは、科学的にも明らかにされている。

これらのことから明らかなように、法律上同性のカップルその他のセクシュアル・マイノリティによる子育ては、子の福祉の観点からも何ら支障がなく、むしろ法律上同性のカップルなどセクシュアル・マイノリティのカップルを法的に保護することは社会的な要請であるというべきである。

第4 子育てをする法律上同性のカップルを家族として認知する社会の変化

1 はじめに

前記第2では子を産み、育てる法律上同性のカップルが一定数いることを述べ、一方で前記第3ではかかるカップルについて法律婚が認められていないことによる制約の存在を述べた。本項では、法律上異性のカップルと同様に、法律上同性のカップルが子を産み、育てており、社会を構成する多様な家族の一形態であることを社会が認知し、公的にも、民間的にも、様々な取り組みが広がっている一方で、かかる取り組みでもなお解決できない課題があり、国として法律上同性のカップルに法律婚を認める必要があることを述べる。

2 里親制度

(1) 里親制度とは

里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度である（甲A323）。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親に分類され、令和3年3月末現在の委託里親数、委託児童数は下表3のとおりである。

表 3

	養育里親		養子縁組里親	親族里親
		専門里親		
登録里親数	11,853 世帯	715 世帯	5,619 世帯	610 世帯
委託里親数	3,774 世帯	171 世帯	353 世帯	565 世帯
委託児童数	4,621 人	206 人	384 人	808 人

また、里親になるための要件はそれぞれの里親の種類ごとに異なるが、すべてに共通する基本的な要件として、以下の3つの要件の全てに該当することが求められている。

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること
- ② 経済的に困窮していないこと（親族里親は除く。）
- ③ 里親本人又はその同居人が一定の欠格事由に該当していないこと

(2) 法律上同性のカップルへの拡大

毎日新聞の調査によれば、2018年（平成30年）4月の段階で、全国の児童相談所がある69の自治体中、東京都を除く68の自治体では、里親認定の基準として法律上同性のカップルも里親として認定されることが可能であったが（甲A324）、2018（平成30）年10月以降、東京都においても法律上同性のカップルの里親認定が可能となった（甲A327）。

2018（平成30）年10月1日、厚生労働省は、「里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて」（甲A326）と題する通知を出し、①里親登録又は認定を希望する者がLGBT等であるか否かに関わらず、登録又は認定要件に沿って登録又は認定の可否を判断することを徹底すること、②里親家庭として選定（マッチング）する場合に、LGBT等であるか否かに関わらず、

ガイドラインで示した考え方に沿った選定（マッチング）をすることを徹底すべきであることを周知している。

被上告人国は法律上同性のカップルを養育里親の重要なリソースと考え、歓迎の姿勢を示している。例えば、2016（平成28）年12月に、大阪市の男性カップルが里親認定され、実際に子どもの委託を受けたことに関し、塩崎恭久厚生労働相は、2017（平成29）年4月7日の記者会見で、「いずれにしても、同性カップルでも男女のカップルでも大事なことは、里親として育てていただく子どもさんのために愛着形成がしっかりなされ、そして健康で経済的にも安定している家庭の中で、子どもさんがしっかりと真っ直ぐ育っていることが大事でありますので、どのようなカップルであろうとそれが達成できれば我々としてはありがたいと思います。」と述べ、法律上同性のカップルを里親として容認し、歓迎する姿勢を示した（塩崎大臣会見概要（甲A464））。また、岸田総理大臣も、2023年3月2日の参議院予算委員会において、法律上同性のカップルに里親委託することをプラスと認識しているかという質問に対し、「御指摘の点においてプラスの面がある、こういった指摘については、もちろんプラスの面があると私も思います」と答弁している（第211回国会参議院予算委員会議事録第3号令和5年3月2日（甲A465）[15頁]）。2019年5月24日の衆議院厚生労働委員会において、根本厚生労働大臣は、「基本的には、里親については、年齢やLGBTなどを含めた属性などにかかわらず、子供に良好な家庭的環境を提供できるかどうか、これが重要だと考えています。そして、里親登録の判断、委員御案内であります、これは都道府県が行いますが、国としては、必要な研修を受講していること、経済的に困窮していないこと、禁錮以上の刑に処されていないこと、保護が必要な子供への理解や熱意、愛情があることなどを満たすべきことをお示ししております。その意味で、LGBT当事者であるか否かにかかわらず、このような視点で判断されるべきものと考えております。」などと答弁している（第198回国会衆議院厚生労働委員会議事録第21号令和元年5月24日（甲A

466) [19頁])。厚生労働省子ども家庭局局長も、『厚生労働』2021年5月号の中で、「里親になる場合は基本的な財力などが条件としてありますが、一番大切なことは「子どもに対する熱意」です。そのため、子育て経験のない人や単身世帯、共働き世帯、LGBT※の人でも里親になることができます。」と述べている(甲A467)。

法律上同性のカップルの里親認定の実数は公表されていないが、報道から分かる範囲では、冒頭で触れた大阪市の男性カップルが里親認定された例(甲A325 [1頁~2頁])の他、兵庫県が女性カップルを養育里親に認定した例(甲A325 [6頁])、愛知県が法律上男性のカップルを養育里親に認定した例(甲A328、甲A640 [3頁])などがある。

これらのことから、社会として、法律上同性のカップルも子を育てる一つの共同体の構成員として認識しているといえる。

3 地方自治体によるファミリーシップ制度

上記のように少なくない数の法律上同性のカップルが子育てをしていることを踏まえ、カップルの当事者間の関係を証明するだけでなく、カップルが養育する子どもとの関係も含めて証明する、いわゆるファミリーシップ制度の導入も進んでいる(甲A330、甲A331、甲A332、甲A480、甲A620、甲A902の1、2)。

赤旗新聞の調査によれば、2024年4月1日の時点でパートナーシップ制度を導入している456自治体のうち47%にあたる216自治体がファミリーシップ制度を導入している。同新聞が2022年8月に調査した際は、パートナーシップ制度を導入していた225自治体のうちファミリーシップ制度を導入していた自治体数は42自治体であり、今回の調査で同制度導入自治体数はその5倍となった(甲A332、甲A620)。

ファミリーシップ制度は法的な親子関係を発生させるものではないが、このよ

うに自治体において同制度の導入が進んでいることは、法律上同性のカップルによる子育てが、「一人の男性と一人の女性との人的結合関係とその間に生まれた子から構成される家族」と同様に多様な子育てのひとつのモデルとして社会的に認識されていることの証左である。

4 企業の取組み

地方公共団体だけではなく、各企業においても、法律上同性のカップルが子を産み、育てているという実態を認知し、これに応じて、配偶者がいるときに適用する福利厚生制度を、法律上同性のパートナーがいる従業員にも拡充するといった法律上異性のカップルと同様の福利厚生の提供等の取組みを拡大している。

公表されているものの一部を下記表 4 に整理した。

表 4

ゴールドマン・サックス	同居 1 年以上の相手を「ドメスティック・パートナー」として会社に届け出ることにより、健康保険の保険料補助をはじめ、特別有給休暇や赴任時の手当、事業内のフィットネスセンターや介護支援プログラムの利用など、同性間でも配偶者とほぼ同等の福利厚生制度が利用できる（甲 A 3 3 3）。同社の特別有給休暇には、男女問わず、子供の出産や養子縁組に際し、法令で定められている産前産後休暇を含めて最大 20 週間までの有給休暇を取ることができるペアレンティング休暇、育児休暇、出産休暇等がある（甲 A 3 3 4）。
日本 I B M	2 0 1 6（平成 2 8）年に同性パートナーを配偶者と同等に見做す「I B M パートナー登録制度」を施行。パートナーとの結婚・出産などの特別有給休暇や育児及び介護休職の取得、慶弔見舞、赴任旅費の対象を登録されたパートナーに拡

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	大した (甲 A 3 3 5)。
日本コカ・コーラ株式会社	配偶者の定義変更により慶弔休暇、慶弔金、介護休暇・介護休業、パートナーの育児休暇、転勤援助規定なども同性パートナーに適用した (甲 A 3 3 6)。
第一生命	結婚・出産時等の休暇制度について、客観的資料等をもとに、原則、同性パートナーを配偶者と同様に休暇取得の対象とした。社宅付与の基準について、客観的資料等をもとに、原則、同性パートナーを家族として判定している (甲 A 3 3 7)。
ソニー	法律上同性のパートナーも配偶者と同等の扱いとし、配偶者に適用される人事関連制度の一部 (結婚祝い金や忌引き、家賃補助、社員家族イベントへの参加など) を同性パートナーにも適用している (甲 A 3 3 8)。
ポーラ	人事制度や福利厚生適用対象範囲を事実婚の相手方、法律上同性のパートナーを含めた「実質上の家族・親族」までとする制度変更を実施した (甲 A 3 3 9)。
パナソニック	慶弔休暇、育児・介護支援、単身赴任手当等の人事関連制度において、法的要件等で対象外となるものを除き、同性パートナーにも配偶者に準じた取り扱いを適用した (甲 A 3 4 0)。
損保ジャパン日本興亜	同性パートナーを配偶者とみなして住宅手当、慶弔休暇、介護休業・育児休業、福利厚生施設利用などの人事制度・福利厚生制度を利用できるようにした (甲 A 3 4 1)。
KDDI 株式会社	同性パートナーとの子を社内制度上「家族」として扱う「ファミリーシップ」制度を開始し、法律上同性のパートナーとの子について、手当・祝い金などを支給し、休暇取得などを可能とした (甲 A 3 4 2)

このように、一企業の取組みとして、法律上同性のカップルの家族形成・子育てを、法律上異性のカップルと同様に扱う取組みがなされている。このことから、社会として、法律上同性のカップルも法律上異性のカップルと同様に子を育てる一つの共同体とする認識が広がっているといえる。

また、法律上同性のパートナーを有するKDD I 株式会社の従業員は、「ファミリーシップ」の開始について、「当事者の悩みに寄り添ってくれる会社の姿勢が嬉しかったと同時に、子どもが持てるかもしれないという希望を感じた」、「制度ができたことで、子供を授かりたいとただ理想を思い描いているだけでなく、本当に実現できそうという実感が湧いてきました。そういう道筋を作っていただけただことで、また一歩背中を押してもらえた、そういう感覚になりました。」と話している(甲A343)。このことから、一企業の制度ではなく、国として法律上同性のカップルの婚姻を認め、法律上同性のカップルにも法的な安定的保護を与えれば、今以上に子を持ち、育てる法律上同性のカップルが増すともいえる。

5 小括

法律上同性のカップルは、法律上異性のカップルと同じように子育てを行ってきたが、法律婚ができないことにより、その子育てにおいて様々な困難に直面し、そのような現実が法律上同性のカップルが子を持つことの障害となっていた。このような制約・障害は、企業や自治体において、法律上同性のカップルが多様な子育てのひとつのモデルとして認識し、制度を構築してきた中で、一定程度解消されてはきた。

しかし、これらの制度は法律上同性のカップルとその子供との間に法的な親子関係を認めるものではない。このような社会的な認識、社会の変化はあっても、法律上同性のカップルについては、法律婚が認められない限りは、婚姻とは別途の手続によらなければ家族として取り扱われず、また、企業や自治体の取り組み

だけでは、法律との矛盾抵触のおそれがあり、法律婚と同等のサービスを受けることはできない。

第5 結語

法律上異性のカップルと同じように、法律上同性のカップルをはじめとするセクシュアル・マイノリティは生殖・子育てを行い、多様な養育のひとつとして社会に存在している。このように次世代の育成という役割を等しく担っているカップルを、法律上同性であるか異性であるかによって、別異に取り扱う合理的な理由はないことは明らかである。このことは、子の生育において、法律上同性のカップルに育てられたか、法律上異性のカップルに育てられたかで差異がないという研究結果(甲A5の2 [17頁～25頁]、新ヶ江教授の意見書(甲A597の1))からも裏付けされたものである。

また、子の福祉の観点からも、法律上同性のカップルに法律婚が認められなければならない。前記第3、第4において詳述したように、法律上同性のカップルに法律婚を認めないことは、当事者の努力、社会の変化によっては解決が困難な養育上の制約をもたらしており、ひいては子の福祉の障害にもなっている。

婚姻制度の機能のひとつに子どもの養育の保護があることは上告人らも認めるところであるが、その趣旨は子の福祉を守ることにあるのであって、法律上同性のカップルは、子を産み育て次世代を育成するという点で、法律上異性のカップルと何ら変わらない役割を担っている又は担えるのであるから、家族という形に同性・異性は関係なく、法律上同性のカップルにも法律婚による法的な安定的保護を認めることが、子どもが家族という安定した関係の中で育ち、子の福祉に繋がるのである。

以 上

別冊D-2 法律上同性のカップルによる子育て(その2)

第1 本別冊D-2の目的

本別冊D-2は、新ヶ江教授の意見書(甲A597の1)に基づき、性的少数者における出産や子育てについて補足することを目的とする。

なお、本別冊D-2は、2024年12月13日付控訴審第2準備書面第2をベースに適宜表現を調整するなどの修正を施して作成されたものである。

第2 子育てにおける親の性的指向・性自認の影響

性的少数者による子育てに関し、子の福祉の観点から懸念を示す見解もないではない。しかし、これまで繰り返し主張し立証してきたとおり、子の福祉の観点から親としての責務を十分に果たしうるかどうかは、親の性自認や性的指向によって決まるのではなく、温かい愛情と正しい理解を持って子を養育する意思、能力、環境などがあるかどうかによって決まる²。この点については、新ヶ江意見書(甲A597の1)「3 海外における性的少数者による出産・子育ての研究(同10頁から19頁)でまとめられている欧米における先行研究からも裏付けられる。

すなわち、欧米では、すでにゲイ、レズビアン、トランスジェンダーなどの性的少数者による出産・子育てに関する研究が1970年代後半から開始され、現在までに心理学、社会学、文化人類学分野での研究が相当数蓄積されているが、これらの研究によって、「標準家族」³による子育てと性的少数者による子育てとで、子の発達において両者の間に差はないという具体的な実証的結果が示されている⁴。例えば、アメリカとイギリスで行われた最初に男性と結婚して離婚したレズビアンの

² 専門家の意見書や研究論文については、・アミカスキュリエ意見書(甲A5の2[16頁~25頁])、性的マイノリティ家庭とヘテロセクシャル家庭の間の家族アウトカムの格差に関する系統的レビューとメタアナリシス(甲A585)参照。

³ 「標準的家族」とは、シスジェンダーの異性愛者の男女1組の夫婦が、遺伝的につながりのある夫婦と氏を同じくする子どもを産み育てる家族をいう(新ヶ江意見書[8頁])。

⁴ 全体的な結論に関し、新ヶ江意見書3-1[11頁から12頁]、同3-4[18頁]参照。

母親と離婚した異性愛者の母親を比較した研究によると、子の社会的・情緒的問題や問題行動の発生率に関し両者間の差はなかった⁵。ゲイの父親に関する研究においても、ゲイの父親家族と異性愛の親家族の間で、子の心理的適応に差はないということが示されている⁶。トランスジェンダーの親と子の間の良好な関係についての研究も存在する⁷。

これらの研究の中には、性的少数者の親による子育てにおいて、子の福祉にネガティブな要因がある場合も存在することを指摘するものも存在する。例えば、ある研究では、トランスジェンダーの親は、他の家族形態よりも、スティグマ、差別、暴力を経験するリスクが高く、同様にその子たちも専門的支援を受けられていない中でスティグマを経験する可能性が高いと指摘されている⁸。また、他の研究では、性的少数者の親による子育て経験に親自身がスティグマを感じると、子の心理的適応に影響を与え、そのスティグマ経験が高いほど、女兒の自尊心は低くなり、男児は多動を経験する、子どもが小学校で、同性愛嫌悪的ないじめを経験したといった報告がなされている⁹。

しかし、これら子の福祉にネガティブな要因の多くは、上記の報告からも明らかのように、性的少数者に対するスティグマや性的少数者であることにより生じるストレスとメンタルヘルスなど、社会的要因との関係で発生しており、国が法や制度を整備し、性的少数者を取り巻く社会的障壁を取り除いていくことによって改善可能である。改善に向けた対応をせず、問題を放置することは、子の福祉を歪めることにつながる¹⁰。

⁵ 新ヶ江意見書3-2-1 [12頁から13頁]参照。

⁶ 新ヶ江意見書3-2-2 [13頁]参照。

⁷ 新ヶ江意見書3-2-4 [14頁から15頁]参照。

⁸ 新ヶ江意見書3-2-4 [14頁]参照。

⁹ 新ヶ江意見書3-3-4 [17頁から18頁]参照。

¹⁰ 新ヶ江意見書3-4 [18頁]参照。

第3 日本における性的少数者による子育ての実態

すべての法律上の同性カップルが子を産み、育てているわけではないが¹¹、法律上同性のカップルが子を産み、子育てすることはあるし、既にそのように選択して実践している例は無数に存在する。この点も、新ヶ江意見書（甲A597の1）から裏付けられる。

1 一般社団法人「こどもっぷ」によるアンケート調査

一般社団法人「こどもっぷ」（以下「こどもっぷ」という）は、2021年4月25日から同年5月31日までの期間、性的少数者で出産・子育てを考えている人を対象として、その生活実態を明らかにする目的で、インターネット上でアンケート調査（以下「本アンケート調査」という）を実施した^{12,13}。

(1) 子育てに対する高い関心

本アンケート調査の結果によれば、有効回答者639名のうち22%にあたる141名が実際に子育てをしている／たと回答した。また、約8割にあたる534名の性的少数者が、実際に子育てをしている／た、あるいは子育てをしたいと考えている／たなどと回答し、回答者において子育てに対する関心が高いことが判明した¹⁴。

回答の内訳

実際に子育てをしている／していた	141名（22%）
------------------	-----------

¹¹ 法律上異性のカップルも、そのすべてが子を産み育てることを選択するわけではない。

¹² 新ヶ江意見書4-1-1[20頁]、同4-1-2[20頁から21頁]参照。

¹³ なお、こどもっぷは2015年にもアンケート調査（こどもっぷアンケート）を実施しており、同アンケートのQ10によれば、第三者から精子や卵子の提供を受けて自分が子供を産んだ、同様の方法でパートナーが子供を産んだとの回答がそれぞれ18件、12件であった（甲A321[8頁]）。

¹⁴ 新ヶ江意見書4-1-3[22頁]参照。

近い将来子育てをしたいと考えて、実際に行動している	118名 (19%)
現在は考えられないがいつか子育てがしたいと考えている	234名 (37%)
「以前は子育てをしたかったが諦めた」	41名 (6%)

(2) 子どもの人数・子育ての方法など

既に出産し子育てをしている（妊娠中を含む）と答えた141名のうち、子供の人数についての回答は以下のとおりであった¹⁵。

回答の内訳

1人	73名 (52%)
2人	44名 (31%)
3人	4名 (3%)
5人以上	2名 (1%)
現時点で、自分／パートナー／協力者が妊娠している子どものみ	18名 (13%)

子育ての方法に関しては、性的少数者ですでに出産し子育てをしている（妊娠中を含む）と答えた141名のうち、自分とパートナーの二人で育てていると回答したものが102名 (72%) おり、パートナー以外のドナーなど複数で育てていると回答したものも15名 (11%) いた¹⁶。

既に出産・子育てをしている141名のうち、半数強の77名 (55%) が第三者からの精子や卵子提供によって子を産んでいる¹⁷。精子や卵子の提供を受けたと

¹⁵ 新ヶ江意見書4-2-3-2 [37頁]参照。

¹⁶ 新ヶ江意見書4-2-3-1 [36頁]参照。

¹⁷ 新ヶ江意見書4-2-4-1 [40頁]参照。

回答した77名のうち、ドナー提供を行う掲示板やSNSなどの利用者が23名(29.9%)を占め、海外の精子や卵子バンクを利用しているものも11名(14.3%)いた¹⁸。

(3) 子育てをする上での不安や悩み

本アンケート調査の結果によると、子育てをする上での不安や悩みが「ある」と答えたものは460名で、その悩みの内訳は下記のとおりであった¹⁹。

回答の内訳

法的制度が整備されていない	75.0% (345名)
社会の偏見や無知	74.8% (344名)
子育てにかかる金銭的・経済的不安	61.1% (281名)
子どもがいじめにあうかどうかの不安	60.0% (276名)
学校での対応	57.8% (266名)
子供への真実告知(血の繋がりや、出自についてなど)のタイミング	53.3% (245名)
精子や卵子提供者との関係	50.7% (233名)
周りの理解が得られない	38.8% (176名)
不妊治療を病院で行う必要があった/必要がある可能性がある	25.7% (118名)
パートナーとの関係	23.5% (108名)
子育てをするにあたり、周りから孤立している	17.6% (81名)
周りに子育てをしていることを言えない	12.2% (56名)

¹⁸ 新ヶ江意見書4-2-4-4[43頁]参照。

¹⁹ 新ヶ江意見書4-2-5-2[47頁から48頁]参照。

(4) 国に対する要望

また、「国の制度についてどのようなことを望むか」を聞いたところ、「同性婚や同性パートナーシップ制度」と答えたものの割合が92.3%(493名)と最も高く、「幼稚園や学校でのセクシュアルマイノリティに対する教育」が76.4%(408名)、「病院での生殖補助医療(人工授精や体外受精など)を使っの受診」が72.3%(386名)、「不妊治療の助成に関すること」が63.3%(338名)、「シングルマザーやシングルファーザーに対する経済的支援」が61.2%(327名)であった²⁰。

2 新ヶ江教授らによるインタビュー調査

新ヶ江教授らは、本アンケート調査の結果を踏まえ、日本における性的少数者で子育てをしている人々がどのように日常生活を営んでいるのかを明らかにすることを目的としたインタビュー調査(以下「**本インタビュー調査**」という)を行った。

本インタビュー調査の期間は2022年10月から2023年7月である。新ヶ江意見書「5 2022年から実施したインタビュー調査の結果より」では、インタビュー対象者のうち2023年11月段階で出産・子育てをしている性的少数者9名に対する調査分析が記載されている²¹。

(1) 子育てにおける役割分担

本インタビュー調査によれば、子育ての役割分担に関しては、大きく分けて二つのパターン、すなわち、やれることをできる人がやるというパターンと、ジェンダ

²⁰ 新ヶ江意見書4-2-7[52頁]参照。

²¹ 新ヶ江意見書5-1-1[57頁]、同5-1-2[57頁から58頁]参照。

一役割分業「的」なことが行われているパターンが見られた²²。法律上異性のカップル同様、法律上同性のカップルにおいても、臨機応変にかつ積極的に子育てが行われていることがうかがわれる²³。

(2) 子の親に対する意識

子が親に対してどのような意識を持っているかに関しては、親が性的少数者であることに関し、子がそのことを肯定的に受け入れながら周りとの関係を構築しているパターンがある一方で、自分の親が他の親とは違うようだということに対して、疑問や葛藤をもつパターンも見られた²⁴。しかし、後者のパターンにおいても、親が、子が愛され望まれて生まれてきたということを説明し養育することにより、自己を肯定し、自分の出自について自然と周りに伝えることができるようになっていたり²⁵、(トランスジェンダーである)親が子に自らの性自認と異なる性別の恰好をすることのつらさについて説明をすると子がそれに理解を示す²⁶などしている。

このように、本インタビュー調査から、性的少数者の親を持つ子どもは、疑問や葛藤を持つこともあるものの、親からの愛情や親との対話などを通じて自分の生まれた状況を理解しながら成長していることが見て取れる。社会は、このような多様な家族の形を認識し、性的少数者による家族形成を支える制度を構築する必要がある²⁷。

(3) 子育ての上での困難 — 制度との関係

本インタビュー調査において、地方自治体の「パートナーシップ制度」や「ファ

²² 新ヶ江意見書5-2-1-1 [60頁から63頁]参照。

²³ 新ヶ江意見書5-2-1-4 [68頁から69頁]参照。

²⁴ 新ヶ江意見書5-2-1-2 [63頁から67頁]参照。

²⁵ 新ヶ江意見書5-2-1-2-2 [64頁から65頁]記載のCの家族の例。

²⁶ 新ヶ江意見書5-2-1-2-2 [66頁から67頁]記載のGの家族の例。

²⁷ 新ヶ江意見書5-2-1-4 [69頁]参照。

ミリーシップ制度」に関し、これらの制度を利用することによって、児童扶養手当の受給が困難になったり、保育所の入所に制限を加えられるのではないかという問題点があるため、これらの制度をあえて利用しないという語りが見られた²⁸。

本来、制度とは困難に置かれている人の生活改善や支援を行うものであるはずだが、子育てをしている性的少数者にとっては、この制度が逆に支援を阻害する要因となることもあり、もともと法的保障のない象徴的要素の強い「パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」が、その制度を利用することによって、児童扶養手当の受給を困難にしたり、保育所の入所に制限を加えられるなどの問題点があることが明らかとなった。子育てをしている性的少数者は、婚姻している法律上の男女と比較して、そもそも制度上平等な扱いを受けられないにも関わらず、一方で、「パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」を利用しているという理由から、都合のいい部分のみ法律上の男女と同等に扱われるという、不平等が生じている²⁹。

(4) 子育ての上での困難 — 定位家族との関係³⁰

子の祖父母や親戚など定位家族との関係については、当初から肯定的な例³¹のほか、当初は第三者の精子提供により子どもを産み育てるということに対し理解を示さなかった実親もいたものの、子どもが生まれた後はその子の存在を認め、子育てにも参加する例が見られた³²。子どもが生まれた後に、これまでの家族関係が改善したという例もあった³³。

²⁸ 新ヶ江意見書5-2-2-1 [69頁から74頁]参照。

²⁹ 新ヶ江意見書5-2-2-3 [78頁]。

³⁰ 定位家族とは、子どもから見た自分が生まれ育った家族のことを指す(新ヶ江意見書[56頁]脚注15参照)。

³¹ 新ヶ江意見書5-2-2-2-2 [76頁] 記載のCの例。

³² 新ヶ江意見書5-2-2-2-1 [74頁から76頁]記載のEの例。

³³ 新ヶ江意見書5-2-2-2-2 [76頁から78頁] 記載のAやDの例。

3 まとめ

本アンケート調査と本インタビュー調査から、日本においても、少なくない数の性的少数者が親として子を育てることを強く望んでいるとともに、実際に愛情を持って子育てをしていることが明らかになった。

一方で、性的少数者による子育てが法制度から排除されることにより、産みの親ではない親と子の関係が法的に不安定であることや、婚姻している法律上の男女が受けられる制度を性的少数者が利用できないなど、様々な困難に直面していることも明らかとなった³⁴。

さらに、性的少数者による子育てに関し子の福祉に悪影響を与える点があるとするれば、それは、性的少数者らの責に帰すべき問題ではなく、制度の不備や社会の無理解による差別や偏見によりもたらされたものであることも明らかとなった。

既に性的少数者による子育ての事例が少なからず存在することに鑑みれば、制度の不備に対しては早急に対応が必要であり、既に多様な家族が存在していることについての理解促進と差別の禁止が求められる³⁵。

以 上

³⁴ 新ヶ江意見書6[79頁]参照。

³⁵ 新ヶ江意見書6[79頁]参照。